

第1予算審査特別委員会（第5日目）

H24.3.22（木）10：00～

第 一 委 員 会 室

開 会 9：59

委 員 長

おはようございます。

ただいまより第1予算審査特別委員会を開会いたします。

委員動静報告

委 員 長

ただいまの出席委員数は9名であります。

これより本日の会議を開きます。

歳入

委 員 長

歳入の説明を求めます。総務部長。

山崎部長

（歳入について説明する。）

委 員 長

説明が終わりました。

木 下

これより関連議案第20号を含めて一括質疑に入ります。質疑ございますか。

1件だけありますのでお願いします。

43ページ、財産収入、財産売払収入の中で、先ほどの説明では江部乙にある、老人施設の医師住宅だと思えますけれども、この売払収入が幾らかは、まだ決まっていないのですかということをお聞きします。

高橋課長

財政課、高橋でございます。

この医師住宅の売り払いの予算については、980万円を予算しております。

以上でございます。

木 下

ことしに医師住宅を売り払いするということで、公募をかけるということでしょうか、よろしいですね。

高橋課長

そのとおりでございます。

木 下

終わります。

委 員 長

他に質疑ございますか。

副委員長

2点ほど。

20、21ページで12款の交通安全対策特別交付金という名称、交付金ということになっています。予算歳出関連でいけば、交通安全に要する経費に充当されるのかなと思うのですが、この交付金という名称自体で交通安全に要する経費等を充当していないという意味合い的な部分、説明を求めます。

それと、もう一点、40、41ページ、17款財産収入の関係の2目の利子及び配当金というところです。3社の配当金が予算化されていますけれども、この数字というのはずっと変わらず来ているのではないかなという認識があります。ということは、これ自体の保有、市が持っている株ですね、全く変動がないで推移しているのかなと。それとまた、この新タッグ計画においては、利子及び配当金というところの見直しを図るような項目で載っております。ですから、新年度予算において約5億円近い基金からの繰り入れをして歳入になっているという財政状況を考えると、公有財産、保有財産をもっと有効的に活用というか、処分をされてはどうかというふうに考えます。そういうことをかんがみて、こういう保有株式等の見直しという点をどのように考えているのか、お聞きします。

2点、以上。

景由副主席

まず、交通安全対策特別交付金の関係についてご答弁させていただきます。こ

ちらについては、交通反則金の収入を財源として各市町に交付されるというものでして、意味合いとしては交通安全事業に充当してもよろしいかなとは思うのですけれども、特定財源として扱いなさいということではないものですから、一般財源として扱わせていただいていますけれども、必要な事業については、交通安全事業についてはやらせていただいているという認識であります。以上です。

高橋課長

41ページの利子配当金の関係でございますけれども、この配当の予算につきましては、昨年度と同様の予算を計上させていただいているところです。今ご指摘のありました財産の有効活用等でございますけれども、これにつきましては、新タッグ計画の中でも出資の目的等を再検討しながら方向性を検討していくということになっておりまして、出資金、出捐金、株主権等についても検討を進めているところでございます。

その中で、具体的に検討を進めているものの中の一つとして、滝川ガスの株式の譲渡というのがございます。滝川ガスの株式については8万株を保有しておりまして、これは出資比率にすると38%を占めるものでございます。滝川ガスにつきましては、既に企業としての安定経営、それから自立性が確保されておりますし、公共料金としてガス料金の改定については国の厳格な審査があるということから、市の関与について、それほどなくても一定の公共性の確保というのが今後とも確保されるという状態になっていると思われま。こうしたことから、市が筆頭株主である必要があるかどうかも含めて検討をしているところでございまして、市としての保有資産の有効活用の観点、それから滝川ガスの自主的な効率的な経営の促進という観点から、今後、滝川ガス側の負担や経営への影響を考慮しながら、こういう検討を進めていきたいと思っております。今年度の予算のほうについては計上されていないということでございます。以上でございます。

委員長
副委員長

答弁終わりました。

滝川ガス云々という部分ではないのですけれど、この2目の部分全体として市の財政を考えたときに、これら出資している部分を回収とは言いませんけれども、そういう考えをまず持つべきなのかなとは思うのですけれども、その辺についての考え方というのは、財政としてどう思いますか。

高橋課長

基本的に市の資産でございますので、回収できるものについては回収をしていくという考え方でございます。出捐金等についても見直しを行っておりまして、本年度北海道の建築指導センターから出捐金の回収がございました。これは北海道の指導によりまして、公益法人の見直しによって出捐金が返還をされたというものでございまして、こういう部分につきましても見直しを進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

委員長

答弁終わりました。いいですか。

他に質疑ございますか。

清水

まず、19ページです。一番最後、11款地方交付税のうちの特別交付税なのですが、特別交付税は、要するにその年々で金額の根拠だとか支出の根拠が決まり、その中身については市町村にはほとんど知らされないということではあるのですが、部分的にはこの部分だということで、わかっていることがあると思うのです。24年度予算で今の時点でわかっていることがあれば、お伺いをしたいと

思います。

2点目は、25ページで14款2項2目衛生手数料です。これについては、歳出の質疑で、5月ごろには見直しの金額等を示したいと、見直すかどうかも含めてというご答弁があったのですが、予算上では5月というのはすごい早いのです。補正予算等で歳入増を図っていくということを念頭に入れた予算なのかと、それについてお伺いいたします。

50、51ページの22款市債です。ここでは、起債の交付税措置があるものについて、それぞれ何%という、簡単で結構ですのでお伺いをしたいと思います。項目的には10項目ぐらいありますけれども、端的にお伺いをしたいと思います。事前にお配りいたしました通告なのですが、市税ですね、14ページから始まりますが、この中で市政執行方針への私の質問で、連帯納税義務者への督促や徴収がなしで不納欠損事例があったという答弁がされたわけですよ。これは法令上どうなのかということで、24年度執行に当たってどういう基本姿勢なのか、やはりこういうことを繰り返していくのか、それとも違うのか。また、24年度執行する上で、これまで不納欠損をそういう形でしたという、つまり連帯納税義務者になぜ督促もしなかったのかと。これ当然24年度の方針をつくっていく上で基本となるものですので、お伺いをしたいと思います。

次に、この市税にかかわって、債権を差し押さえる、つまり預金債権が最も、ほとんどがこれだと思うのですが、債権差し押さえでの生活あるいは経営の判断基準について、生活面については生活を脅かさないというような考え方がありますが、経営についても当然あるというふうに思いますのでお伺いいたします。

次、最後ですが、資料提出をいただきました三位一体改革の当時国庫補助金だったものが一般財源化されて、これによりますと約2割ぐらい減少しているということだというふうに思いますが、どのように把握をされているのか、お伺いをしたいと思います。

以上です。

委員長

清水委員、先ほどの不納欠損のかかわりなのですが、あくまでも24年度の執行に当たっての方針ということでよろしいですね。

高橋課長

1点目の特別交付税についてのご質問でございますけれども、特別交付税については、国のほうからその試算の方法について地方財政計画等で示されておりますので、今回予算で計上いたしましたのは、先ほどご説明したとおり、交付税総額の6%ということで計上させていただいております。

以上でございます。

鎌田副主幹

税務課、鎌田です。

市税に関するご質問で2問ありまして、関連している部分ありますので、あわせてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、いわゆる2問目になるのでしょうか、差し押さえにおける生活、経営等への判断基準というのは何かあるのかというようなご質問ですが、まず、これまでもご説明してきていることでありますけれども、地方税法では納税義務者が納期限までに市税を納めない場合においては、納期限後20日以内に督促状を発しななければならないとされておりまして、また、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならないというように記載されております。しかしながら、過

去の判例等を見ますと、これはあくまでも徴税吏員に対してそういった権限を与えたものであるという表現の部分だというふうに解されておりまして、滞納処分を実際に行う対象や時期については、個々の滞納者の担税力や納入意思の有無、その他事業の継続や経済生活の維持がむやみに損なわれることのないよう、計画的、能率的かつ実質的に徴収権の確保を図るようにしなさいよというようなことで示されています。したがって、ご指摘のような判断基準というようなものは存在しておりませんで、何か物差しのなもので画一的に行うというようなことはありませんから、地方税法、国税徴収法との関係法規に基づいた上で、納税相談や必要に応じて認められている範囲で各種調査等行った結果等も踏まえた上で判断するということですから、判断基準についてはないということでご理解いただきたいと思います。

続いて、1問目のいわゆる不納欠損事例があったかというような、連帯納税義務者に対して督促いわゆる徴収等の行為がなく不納欠損事例があったということで答弁したことについては、結果として答弁したとおりであります。

まずは、不納欠損について説明しなければならないのかなというふうに思います。不納欠損というのは、これも地方税法に基づいて行っていることでありますけれども、いわゆる法18条に基づいて5年経過によって消滅時効を迎えた。次は、法15条の7第4項に基づき処分停止後3年による時効、法15条の7第5項に基づく即時消滅等々で、時効が完成したということに伴って不納欠損処理を行うのだと。結果として、徴収の努力をしたにもかかわらず、こういった事案が起こった、または、いわゆる滞納されている方の実情を調査した結果で、これは徴収に至らないという判断をした結果、不納欠損になるということであります。

連帯納税義務者への督促等々については、我々としては、他の共有者、いわゆる今回ご質問があるのは、特に固定資産等の共有物に対する連帯納税義務のことで多分ご質問されていると思うのですけれども、そういった共有者への通知請求について、絶対に行いませんということでは何か決めて行っていることではありません。徴収業務を行うにおいて、他の連帯納税義務者に対する納税義務の追及もしくは請求、告知行為等についても、徴収手法の一つとして他の差し押さえ等々さまざまな滞納処分がありますけれども、そういった手続のうちのひとつとして位置づけておりますので、今後においてもそういった手続が必要だと判断されれば行っていくことでありますし、そういったものだということで理解していただければと思います。

また、徴収手続として認められている手続でありますけれども、その執行に当たっては、いわゆる連帯納税義務者間においてもさまざまな実情等がありますので、その辺も考慮した上で、一番最初に申し上げた判断基準の目安となるようなものといえますか、考え方に基づいた上で処分していくのだということでご理解いただきたいと思います。繰り返しになりますけれども、やらないと決めているわけでもありませんし、必要に応じて今後必要であれば手続として行っていくということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

庄野参事

衛生手数料の中のごみ処理手数料の関係でございますけれども、代表質問の中でもお答えをさせていただいている中身でございますけれども、料金改定そのものは25年の4月ということでお諮りをしたいと考えております。このことに

よりまして、24年度の中で新たな料金改定を予算計上しているかということ、まだ予算計上はもちろんしていない内容でございます。ご理解をいただきたいと思えます。

高橋主査

財政課、高橋でございます。

起債の関係のご質問ですが、24年度予算の市債の部分につきましては、道営経営体育成基盤整備事業債で元利償還金の33.3%、臨時財政対策債で元利償還金の100%ということで計上してございます。

景由副主幹

お配りした資料の数字をもとに説明させていただきますけれども、三位一体改革のときに国の事務を移譲して、税源も一緒に移譲するというところで、4兆円の補助金を削減して3兆円地方に移譲しますという改革がなされております。それを割り返しますと7割5分、今までの7割5分の財源でこの事業をやってくださいということの改革とあわせて、地方交付税の削減というものがなされた三位一体の改革ということでございました。

交付税の削減につきましては、その後の流れにおきまして、今、増額傾向、横ばい傾向ということになっていまして、ほぼ復活したような形にはなっておりますけれども、国のこの税源移譲の関係については、当初7割5分ということでしたけれども、23年度の決算のベースでいくと、お配りした資料のとおり、当時の補助金4億9,900万円のかわりに、今、税として4億600万円入ってきているということですので、約8割強の税源移譲がなされているということですので、当初の国の想定制度設計に比べれば税源は来ているなということでございます。この税源の中で必要な事業を実施していくということでの予算編成を毎年行っているということでございます。

以上です。

委員長
清水

答弁終わりました。

まず、市税の連帯納税義務に関してなのですが、連帯納税義務については、まずやらないということはない、これは当然の話ですよね。しかし一方で、いろんな措置の一つと考えると。いろんな措置で滞納がなくなれば、それは連帯納税義務は必要ないのだけれども、それでもなおかつ滞納が残った場合は、当然督促すると。ここはちょっと確認をしておきたいと思えます。督促もしないで不納欠損という、それはもうあり得ないことだというふうに私は法解釈しているのだけれども、そうでない可能性のある答弁が出たので、そこを確認したいと思えます。

債権差し押さえでも、判断基準なのですが、これについては、科刑については明確に一言で書かれていますよね。地方税法だと思うのですが、滞納処分の停止の要件、15条の7で「地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。」と。「滞納処分をすることができる財産がないとき。」次が「その生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。」ということですよ。明確な判断基準はありませんというご答弁だったのですよ。存在しないと。しかし、生活を著しく窮迫させるというのは、やはりその基準が存在するはずなのだよ。これは徴収員によって違うとか、そういうことではないだろうと。だから、存在しないというのは、ちょっとよくわからないなという感じがします。

それと、この15条の7には、法人に対してはないのですよね、表現が。ただし、今ご答弁されたように事業の継続性ということを当然のように考えるわけで、

これも判断基準が存在しないというのはまたおかしいことで、今、いわゆる市税の徴収については不公平があるのではないかという市民の声がある中で、判断する基準が存在しない、その時々で判断するのだということであれば、まさにそれは不公平を生みかねない考え方だと、やり方だというふうに思います。では一体、法人の事業継続性の何を見て判断しているのか。納税相談で相手の言うことだけで判断しているのか、それとも決算書等を全部とって判断をしているのか、そのあたりについてお伺いをしたいと思います。

以上です。

委員長
鎌田副主幹

答えられる範囲で答えてください。

お答えがちょっと繰り返しになるかもしれませんが。

まず、またこれも順不同になりますけれども、最初に基準の話ですけれども、清水委員さん、滞納処分停止の基準とそれから債権差し押さえ滞納処分を行う基準とをごちゃまぜにしてお考えをされているのかなと思います。もちろん、滞納処分停止を例えば生活を窮迫させる部分ですとかという判断につきましては、それについてはもちろんそういった判断をして、必要があれば滞納処分停止をしているということでは申し上げたつもりです。

一方、滞納処分をするに当たっての判断、この部分については、先ほど申しましたとおり、これもこういったことで判断するしかないと思うのです。やはり個々の実情に応じて判断していくという方法をとらなければならないものですから、一つの目安としては当然滞納処分を行うに当たって生活を窮迫させないかどうかというようなことで、ご存じのとおり、例えば生活保護基準とかというのが、例えば差し押さえ禁止財産と禁止額等を要は算定する上で示されたりというようなことがありますから、そういったことが判断の基準にはなっておりますので、逆にこれ画一的に、例えばこういったことでというような物差しのものがあるならば、場合によってはそちらのほうが不公平な状況が生まれるのではないかなと考えております。調査権に基づいて調査もいたしますし、納税者との相談もいたしますし、そういった上で、個々の状況に合わせて滞納処分もいたしますし、場合によっては滞納処分の執行を停止するというような判断で行っているのだということを再度申し上げて、ご理解を願いたいと思います。

1問目の連帯納税義務の追及につきましては、いわゆる滞納処分を前提とした督促、それから告知行為ということについて、やらないということは、ちょっとこれも繰り返しになるのですけれども、考えておりません。ですから、必要に応じてこれを実施しなければ徴収は確保できないのだと、個々の実情を調査したり、聞いた上でもこれは連帯納税義務の追及をしなければならないのだと判断したときには、もちろん手続として実施していくのだということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

委員長

これはもう答弁と質疑を繰り返しても埋まらないですから、要望という形で討論に付すなりなんなりしてやっていただけないものかと思っておりますけれども、清水委員、いかがですか。

清水
委員長
清水

聞いたことについて答えていない部分があるのです。

では、その部分だけお願いします。

まず、債権差し押さえについては、特に法人については、どんな情報を得てと

いうことを私質疑したのですが、場合によっては調査権も発動するというご答弁ではありました。しかし、とにかく額が大きいのですよ、法人のほうが。一般的に滞納額も大きいだろうと思われるのですが、その場合に、先ほど聞いたのはいろんな決算書表をきちんと入手してやるのか。場合によってということであれば、ほとんど相手の言いなりという可能性もあるのです。法人については、一定額以上の場合には必ず決算書表を入手して判断をするとか、そういったことをしないと、やはり不公平ということが起きるのではないかというふうに思うので、その点について伺います。

連帯納税義務については、解釈のしよによる答弁ではあるのですが、これでやめておきます。

債権差し押さえにおいて、個人について、生活保護基準ということが今答弁をされました。ある場合は生活保護基準、ある場合は生活保護基準でないということが起きていると、そういうことであれば、やはりそれは不公平なのですね。もちろん前提は差し押さえすべき資産がないという、そこはほかの条件を同じにしてですよ。そういう、人によって違うということがあれば、それは不公平だというふうに思いますので、生活保護基準で統一するなら統一するということについて伺いいたします。

鎌田副主幹

法人に限らずということでご理解いただくように、常に回答させていただいています。調査に関しましては、実情を把握するためにももちろん行います。財産調査もその中に含まれますし、本人からの聞き取りというのもあります。法律に基づいて、国税徴収法141条に基づきまして、質問検査権ということで関係する者等に調査をする場合もあります。また、地方税法では20条の11で官公署等への協力要請ということが規定されておりますから、地方税に関する調査について必要あるときは官公署、政府機関等々に参考となる資料等の提供その他の協力を求めることができるとなっておりますので、これも必要があると判断したときに行っておりますので、幾ら以上になったらだとかというようなことでの定めはございませんけれども、適切に調査等を行っているということでご理解いただきたいと思います。

差し押さえの生活保護基準等々のお話ありましたけれども、これ国税徴収法でそれぞれの債権ごとに差し押さえについての細かな中身といいますか、規則的なものというのは定められておりますので、それに基づいて我々手続するかございません。したがって、例えば給与の差し押さえとかということになりますと、生活保護基準をもとにした差し押さえ禁止額というのが1人幾らとかというようなことで示されておりますので、そういった手続を行いますけれども、それ以外の例えば預貯金債権だとかということになりますと、そういったことについては示されておきませんので、だからといってという部分はあるのでしょうけれども、よりどころとなるべき法律がそういうふうに規定されている以上は、そのようなお答え方しかできないということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

委員 長
清 水

勉強会ではなく、予算委員会だと認識して質疑をしてください。

今の答弁、最後の最後で、債権については別だと言いましたよね。私の質問は、債権に限った質問をしてきているのですよ。債権以外については年金や給与は国税徴収法できちっと基準が決められていますから、それは別に答弁されなく

たってわかっているわけで、それに違反したら罰せられるわけで。問題は、そうでない、債権は基準がないのだと。先ほど言った差し押さえ、滞納処分の停止についてのみ抽象的な、生活を著しく窮迫するおそれがあるということがあ
るけれども、これについて人によってその判断基準が変わってくると、それは不公平につながるということで聞いたら、それは生活保護基準なのかと言ったら、最後の最後にそれは債権の話ではなかったということだから、結局債権については基準は生活保護基準ではないと。単に生活を著しく窮迫するおそれがあるという抽象的なものを個々に判断しているということで受け取らざるを得ないのですが、確認をしたいと思います。

鎌田副主幹

預貯金債権です。済みません、説明不足だったかもしれません。給与等についても債権という枠組みになりますので、預貯金債権についてはそういった縛り
といますか、基準というものはございません。しかしながら、これもご説明してきておりますけれども、必要な調査をして、生活保護基準みたいな基準はないにしても、著しく生活を窮迫させることがないようにというような判断も
しておりますし、また差し押さえ後においても、必要があれば納税相談等に応じるというような姿勢は持っておりますので、そこでの不公平というのはない
というふうに考えております。

以上です。

清 水
委 員 長
山 本

終わります。

他に質疑ございますか。

資産税の関係で滝川市の農民協議会のほうから要望がありましたので、どんな
考えかお聞きします。今、個人事業主の方、建物と車両以外の部分について減
価償却資産は償却資産税、地方税としてかかるわけなのですけれども、まず第
1点目は、その実態の調査をこのごろされていないように思うので、その辺を
お聞きすると、もう一つ、今、様式が変わって書類を各個人に農家の場合も
送られてくるのですけれども、結果的に農民協議会の事務所にその書類が来て
手続きするのですけれども、来年以降そのいろんな手続関係で、農民協議会か
らの要望なのですけれども、償却資産について日にちを決めて農民協議会の事
務所に申告受付に来ていただける計画があるのかないのかだけお聞きをしてお
きたいと思います。

委 員 長

暫時休憩します。

休 憩 10:57

再 開 10:57

委 員 長

すぐの回答ではなくてもよいということなので、予算委員会終了後にでも山本
委員に報告していただきたいのですが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委 員 長

他に質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長

それでは、質疑の留保はなしと確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委 員 長

以上で、歳入及び関連議案20号の質疑を終結いたします。

本日まで5日間質疑を行ってまいりました。市長に対する総括質疑への留保に
ついては、土地区画整理事業の見直しについての清水委員からの1件というこ
とで確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、確認いたしました。
これより休憩に入ります。

休 憩 10 : 58

再 開 13 : 13

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

総括質疑

委員長

これより、市長に対する総括質疑を行います。審査の過程で特に留保された事項に限りますので、ご承知おきをお願いいたします。

清水

それでは、市長に対する総括質疑を行います。清水委員。

よろしくお願いいたします。予算書119ページ、土地区画整理事業に要する経費で市長へ総括質疑を行います。

交通量が減少する見込みが答弁される中で、この予算を上程されたことについては、財源の約5割が交付金で措置されるとしても、国、地方の財政状況を考えれば、この時点で一つ一つメスを入れることが必要だったのではないのでしょうか。

また、西2号通は環状線として整備するものです。そのためには14キロメートルの道道昇格が必要であることが明らかになりました。少なくとも、10年、20年先に実現でなければ実現できないというふうに考えます。このような中で環状線としての整備は時期尚早ではないのでしょうか。

以上です。

市長

それでは、ただいまの清水委員のご質問にお答えさせていただきますが、私は、本市の都市づくりが昭和30年代からの高度成長期の時代にあって、急速に進む市街化に対応すべく、本市がしっかりと都市計画を持つことで都市の健全な発展のために必要な都市計画道路を初め、下水道、公園、中心市街地の整備、さらには工業団地の造成など、さまざまな都市機能が整った効率的な都市づくりが継続的に進められたことにより、現在の本市の発展があったものと理解をしております。

しかしながら、近年の人口減少や超高齢社会の到来、さらにはモータリゼーションの進展や産業構造の転換、そして地球環境問題の高まりなど、社会情勢が変化する状況下で、従前までの市街地の拡大政策を行う考えの都市計画では成立しなくなってきたと思っております。具体的にはモータリゼーションの進展等に伴い、市民の生活圏が広域化し、そして産業についても札幌や旭川などへ移動時間が短縮されたことにより、企業の支店などの撤退や産業構造の転換等により、工場跡地等における土地利用の転換の必要性など、さまざまな課題が生じてきていると理解をしております。

これらのことから、本市で開拓史以来100年の長きにわたって進めてきた拡大する都市づくりから転換し、集約する都市づくりを目指す新たな都市計画マスタープラン及び都市交通マスタープランの策定を都市計画法に基づき、時間をかけ、さまざまな手続を経ることによりまして、議会及び都市計画審議会、市民説明会などにおいて多くの民意を反映しながら近々の平成23年3月に計画をまとめたことを聞き及び、それら経緯を重く受けとめ、引き続き当該計画を継承していく考えであります。

来年度からは、このマスタープランを含めた新総合計画の策定に合わせまして、

新たな100年の都市づくりがスタートする年であると考えています。都市計画道路は、人口減少に伴う行政コストの削減等への対応や都市計画道路の整備の長期化により、都市交通や交通量が多い沿線の土地利用に見直しがされないままでは市の発展が阻害されるなど、早期に都市計画道路の見直しが求められていると聞き及んでおります。その上で、抜本的な都市計画道路の見直しが、都市計画法に基づき民意を反映しながら、将来の人口規模や将来の交通量を踏まえつつ、今後の都市の集約化を図るために必要最低限の道路計画だけを残し、多くの路線の計画を廃止、見直しを行ったことは、適正に見直された計画であると私も受けとめております。

これは、さきの議論でも清水委員からのご質問の中で、50年以上前に計画されたものというお話でございましたが、50年前に計画したものを平成20年にもう一度見直し、このような計画をつくられると聞いたことから、私はそのように受けとめております。この都市の集約化、すなわちコンパクト化を誘導するために必要な施策としているのが、土地利用の見直しと交通の利便性を高める道路整備の2つであります。

このことから、優先される道路整備こそがコンパクト化を誘導する地域となる環状線の民地整備区間である西2号通の整備でございます。また、今回のような都市計画道路の見直しを行う前提として、当然残った未整備区間を着実に整備していかなければなりません。第一歩となる西2号通の道路整備のために、まずは必要な調査費として、土地区画整理事業調査費を平成24年度予算に計上させていただいたということでございます。そして、先ほどこれからの14キロの道道昇格が10年、20年というお話がございましたが、私どもは早期に道道昇格を目指し、常に陳情を続けております。道議初め多くの皆様のお力をかりまして、道に要請をしているところでございます。10年、20年もかからずに実現するために努力したいと思っておりますので、その点もご理解いただきたいと思います。

以上です。

委員長
清水

市長の答弁が終わりました。

市長のご答弁の多くは都市交通マスタープランの有効性というか、それが十分今後の市の発展のためになるものだということに答弁の多くが費やされたのかなと思うわけです。私もマスタープランが全部がおかしいなどと考えているものではありません。ただ、拡大から集約へという中で、実は今回の道路は道路延長、ふえるのですよね。減らすことがあっても、私は道路延長をふやすということは、これまでの拡大路線と余り変わらないのではないかなというふうに思うのですよ。それで、なおかつ環状線が市の発展に必要なことはわかるのですが、非常にハードルが高いと、道道への昇格なども必要なのです。そういう点で、まずはダブル国道を道に管理してもらおうと、旧国道ですね、バイパスでないほうです。そういうことを頼みつつ、こちら道道にしたいというのは、やっぱり道との交渉でも優先はダブル国道のほうに当然いかざるを得ないので、そういう意味からも時期尚早と。

マスタープランそのものは、5年でローリングで当然見直しされて、23年度もかなりの部分が廃止されたということですから、今のついても、これまた廃止したほうが良いということが5年後にまた出てくる可能性があるのですよ。そこまで凍結しておくということも、やはり予算執行のときはそういうことも考

えながらやるのが都市計画、マスタープランだというふうに思うのですよ。ですから、マスタープランは私も非常にいいものだと思うのですが、それを予算化するときにはそういう一つ一つメスを入れると、あけてみてよく分析するということが必要ではないかと。

それともう一つは、先ほどの言った道路がふえるということについて、そのふやすお金があるのなら、都市マスにも書いてありますけれども、交通マスタープランにも書いてありますが、バリアフリーを充実させていく、あるいは小まめな補修、見通しが悪い交差点を改善する、交通事故が起きないように、そういったことに予算を向けていくということのほうが優先する。そういう点では、不要とは言いませんけれども、急ぐ計画ではないのではないかと。

長くなりましたが、以上です。お伺いします。

委員長

よろしいですか。土地区画整理事業調査業務委託料にかかわる質疑と思っておりますので、国道の取り扱いはもちろん、議論の中でも道道の扱いも出てきましたけれども、なるべく予算の関連の枠を超えない範囲の質疑を、答弁をお願いしたいと思います。

市長

ただいまの再質問でございますけれども、総延長につきましては若干伸びる可能性があるということですが、その前にいろいろと今回のこの計画の中において街路整備はかなり落としてきているということでございますので、トータルの中で若干伸びる程度は多少はいたし方ないのかなというふうには思います。そしてまた、これは単なる車が通るための道路ではなくて、都市計画という大きな計画の中での整備道路でございますので、そういう意味では距離数云々は、私は考える必要はないというふうには思っております。

また、先ほどありました国道12号線とのダブル認定につきましては、あれは国、開発札建と道の交渉事でございますが、私どもが関知するところではありませんけれども、今のところ、その問題については道のほうからどのようなお話もいただいておりませんし、札建のほうからもお話をいただいておりません。だから、ダブル認定のほうをどう処理するかという問題は、あくまでも国、道の間で解決している問題でありまして、私どもは関知できませんが、この道道昇格の問題と、そしてまたダブル認定、12号線のダブルがどうなるかということは別問題であると私は思っておりまして、この2つが同時に道道になるからどうのこうのということには、私はなり得ない問題だと、そういうふうと考えております。

そういう観点から、今、今回このマスタープランに沿ってこの未整備区間の調査費を計上することは、この計画を推進する意味でも、また道道昇格をお願いしている立場からも必要であるという考えで、この予算を計上させていただいたということでご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

清水
委員長

終わります。

以上をもちまして、市長に対する総括質疑を終了し、すべての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 13:26

再開 13:27

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第1号に対しては、清水委員からお手元に配付しました修正案が提出されました。したがって、これを議題とし、提出者の説明を求めたいと思います。清水委員、説明を求めます。

清 水
委 員 長

(議案第1号修正案について説明する。)

説明が終わりました。

これより修正案の質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長

質疑がないということでございますので、以上で第1号の修正案の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:42

再 開 13:47

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

討論

委 員 長

それでは、修正案を含めた一括討論に入ります。

討論順序につきましては、初日に決定しておりますとおり、市民クラブ、新政会、公明党、清水委員の順となりますが、審査の経過から会派代表に限らず討論を行いたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委 員 長

そのように決定いたします。

木 下

それでは最初に、市民クラブ、木下委員。

市民クラブを代表して、第1予算審査特別委員会に付託された議案第1号 滝川市平成24年度一般会計歳入歳出予算及び関連議案に対して賛成の立場で、そして修正案に反対の立場で討論をいたします。

平成23年度は、52年ぶりの民間出身の市長として、公約であった北海道で初めての副市長全国公募、また白鵬米のブランド化や台湾への農産物の販売拡大及びJR駅のエレベーター設置、市立図書館やまちづくりセンターの街なかへの移転など、実現されたことを踏まえて、平成24年度は市長としての初めての予算編成、総合計画のスタートの年として、厳しい財政の中で取捨選択の理念のもと、市長の公約、市民のニーズを反映した各種の新事業が予算化されており、とりわけ乳幼児医療等の無料化においては、安心して子供を産み育てられる環境づくりに努められたことは大いに評価いたします。

しかし、現在の財政事情の中で、教育については学校改修計画により開西中学校改修、第三小学校改築への着手等、教育施設の改善は進んでいるが、子供たちの学力向上のため35人学級の実現や、教材・教具の充実等、子供たちの教育環境整備には抜本的見直しが求められています。また、高齢者、障がい者が安心して暮らせるまちづくりが必要であります。以下、若干の意見を付して討論といたします。

歳入。

安定財源確保のため地方交付税、特別交付税や国、道などの補助金などの確保に努め、地方へのさらなる財源移譲の要請を行っていただきたい。

2番目としまして、市税収納率の向上は評価いたしますが、今後も生活困窮者に配慮しながら、市税等の収納率向上年次計画を確実に実行し、徴収体制の強化を図り、自主財源確保の努力を続けていただきたい。

歳出でございますけれども、総務費から参ります。

生活保護費不正受給による職員の給与の削減は平成23年度で終了し、国家公務員給与削減に準じ本市でも削減が継続されると聞いておりますが、財政健全化のためご協力願った職員の皆様に感謝申し上げます。

1 番目、男女共同参画策定検討会議の早期設置と年度内の計画実現を図っていただきたい。

2 番目、難病の子供たちのいやしの施設であるそらぷちキッズキャンプへの支援の継続とさらなる支援拡大の努力をされたい。

3 番目、未来へつなぐ市民税1%事業補助金のメニューについては、市長の公約や市民の要望が幅広く取り入れられるように改善と、市民へのさらなるPRに努めていただきたい。

4 番目、現在、東滝川地区で東滝川地域の振興を考える懇談会が進んでいるが、江部乙地区において早急に振興市民会議設置を立ち上げ、江部乙地域の振興策、要望実現に向け、次年度以降の予算反映がされるよう望みます。

民生費。

子育て世代の医療費負担の軽減を図るため、乳幼児医療費の就学前受給者の医療費を平成24年度から無料化することは評価いたします。

2 番目、直営の中央保育所、二の坂保育所の保育時間の延長を実施、また病後児保育の開設時間を延長するほか、放課後児童クラブの長期休業中を含む開設時間を拡大することについては、保護者が安心して子育て、仕事の両立ができる環境づくりを図られたことについては評価いたします。

3 番目、緑寿園の養護老人ホーム、軽費老人ホーム等について、施設譲渡へ向けた取り組みを早急に進め、老朽化した施設の改築を早期に着手するように努力されたい。

衛生費。

女性特有のがん検診推進事業については、年齢拡大を検討されたい。

労働費。

緊急雇用創出事業の有効な推進を図られたい。

農林業費。

農家戸数を減らさないため、規模が小さい各種補助金などの対象にならない農家への支援方策を検討されたい。

2 番目、元気な農業づくりのためのハウス補助金、新たに滝川農業塾の開設、農業の6次化推進など、農業を滝川経済の推進役と位置づける施策は大いに評価いたします。

3 番目、担い手農家の今後のさらなる規模拡大が予想される中、土地改良事業の推進が図られており、今後のさらなる予算確保に国、道などに要望していただきたい。

商工費。

丸加高原の健康の郷の伝習館については改修が進められているが、江部乙丘陵地区の観光拠点としての役割は多大であり、さらなる魅力ある施設になるよう活用方法について検討されたい。

2 番目、丸加山のコスモス栽培に力を入れ、菜の花とあわせた花観光事業を大きく展開し、集客を図る努力をされたい。

土木費。

委員長
副委員長

除排雪については除排雪組合に指導を徹底し、雪道の安全確保に努力されたい。

2 番目、障がい者や高齢者の門口除排雪については特段の配慮をされたい。
教育費。

35人学級の完全実施に一層の努力をされたい。

2 番目、学校の教育環境整備に力を入れるとともに、備品、消耗品費の増額にも努力されたい。

3 番目、パークゴルフ場建設についても検討されたい。

最後に、厳しい情勢の中で予算編成に努めてられました関係職員の皆様に対し、心よりここに敬意を表しますとともに、小さい声にも耳を傾け、すべての人が健康で安心して暮らせるまち、さらに生き生きと生活する活力あるまちづくりを目指して最善の努力をされますことを祈念いたしまして、討論いたします。

終わります。

次に、新政会、渡邊副委員長。

それでは、新政会を代表いたしまして、第1 予算審査特別委員会に付託されました議案第1 号 平成24年度滝川市一般会計歳入歳出予算及び関連議案に対し、認定を可とする立場で、またその修正案を否とすることで意見と要望を付して討論をいたします。

まず、東日本大震災から早いもので1 年を経過し、被災地の多くの市民はもちろんのこと、日本じゅうが復旧・復興に心血を注いでいるところであります。これだけの甚大な被害に対しては、包括的かつ継続的で息の長い支援が求められるものと考えるところです。

一方、滝川市に目を向けますと、明るい話題、材料が乏しい中であっても困難に立ち向かうという姿勢を見せることが重要だと思います。景気低迷の中、市民と一体となったまちづくりを力強く推進するための予算編成であったと推測いたしますが、しっかりと市民が納得いく予算執行を強く要請するとともに、市民生活の向上と安心のできるまちづくりを要望いたします。

それではまず、歳入のほうから述べたいと思います。

大変厳しい財政環境の中での歳入予算編成がなされましたことに敬意を表したいと思います。ただし、前年比、市税、国庫支出金、諸収入においては約6 億5, 000万円余りの減、一方、地方交付税及び基金の繰入金で4 億6, 000万円余りの増とした中での総額203億9, 500万円の歳入予算を組み立てております。

しかし、一時的にしろ、基金から前年比約4 億円増の繰り入れをした中での予算を組み立てたことに対しましては、歳入不足が否めないと考えるところです。基金からの繰り入れは最小限にとどめる努力を惜しまずに、歳入予算を編成するよう努められたいと思います。

また、これらの財源を積極的かつ効果的に、市民が納得できる経済活性化に結びつける予算執行を要望いたします。

次に、歳出。

まず最初に、総務費です。

街路灯維持費補助金については、節電、省エネに対する対応として、LED化に向けた検討をされるよう要望いたします。

次に、民生費。

冒頭申し上げましたが、東日本大震災被災地支援事業に対する100万円の支出に

については評価をいたします。

生きがいと健康づくり推進費にかかわる福祉除雪委託料においては、お年寄りの声を十分把握するよう努められたい。

子育て支援事業、放課後児童クラブ事業、放課後子ども教室事業に対しては、子供たちに対しての充実した内容となるように努められたい。

次に、衛生費ですが、市民の健康づくりと健康管理における保健事業に要する経費については、評価いたします。

また、ごみの減量化、リサイクルの推進に向けての取り組みは、環境に優しいまちづくりに大きく寄与するものと期待いたします。

次に、農林業費。

滝川市の農業施策の具体的な内容に踏み込んだ中での予算づけをしていることに対し、評価するところであります。

元気な農業づくり、農業塾補助金、農業整備補助金の支出においては、農業者のスキルアップに大きく寄与するよう努められたい。

次に、商工費。中心市街地活性化対策事業に関しては、各種補助金の活用が駅前再開発ビル活性化ビジョンの取り組みと一体となった使途を要望いたします。商業振興対策における新規事業、街なか賑わいづくり事業補助金においては、総合的な活性化策と結びつけるように努められたい。

また、観光協会補助金、菜の花まつり補助金の事業については、一体感と柔軟性を持った事業展開を要望いたします。

次に、土木費。

公共施設維持管理計画作成事業に対しましては、各種公共施設が数多くある中での方針を示すことに対して評価いたします。

さらに、公共事業予算においても雇用を中心とした地域経済の活性化を進めていく上でも、事業内容を含め波及効果が上がるよう努められたい。

次に、教育費。

小中学校における外国語指導等の充実、また文化体育大会派遣奨励金の拡大における対応は評価するところです。

また、学校の魅力づくり事業補助金においては、目的と内容には、それぞれ学校側の裁量で魅力を発信するよう要望いたします。

図書の充実においては、市民の声を十分取り入れた運営に努められたい。

最後に、貸付金。

実質累積欠損金のある第三セクターへの健全化への対応については、貸付金によって賄われているということを強く認識していただきたい。

また、滝川市の財政に深刻な影響が及ぶことなく、さらなる経営努力に努められたい。

以上で、新政会の討論といたします。

次に、公明党、堀委員。

公明党を代表し、第1 予算審査特別委員会に付託されました議案第1 号 平成24年度滝川市一般会計予算及び関連議案のすべてに賛成の立場で、また修正案に反対の立場で討論いたします。

日本は、円高、デフレ、消費の低迷による大変厳しい経済状況にあります。また、世界に類のない少子高齢化に直面しております。本市においても同様であり、この課題克服が最重要と考えます。平成24年度の予算において、限られた

委員長
堀

財源の中、社会インフラの充実、子育て支援の就学前医療費の無料化、高齢者のための高齢者見守り支援センター事業など高く評価いたします。

私は、特に地域経済を元気にし、若者の雇用を推進することが最重要課題であると考えます。そのためには、インフラ整備を先行させることにより、地元企業を活性化させる必要があると思います。そういう意味からも、マスタープランである都市環状の形成は、将来の滝川を見据えたときに重要な都市計画であると確信します。

以下、若干の意見を付して討論いたします。

歳出。

総務費。

- 1、既存の業務内容を総点検して、改善、改革に努められたい。
- 2、まちづくりセンターの充実に努められたい。

民生費。

- 1、高齢者等の福祉除雪の拡大に努められたい。
- 2、子育て中の保護者支援である保育時間、放課後児童クラブ開設時間の拡大を評価します。

衛生費。

- 1、死亡率第1位のがん対策として、がん検診率を高めるための啓蒙、啓発に努められたい。
- 2、二酸化炭素削減のための事業推進に努められたい。

労働費。

国の交付金事業である緊急雇用創出事業などを活用し、雇用拡大と継続事業につながるように努められたい。

農林業費。

ふれ愛の里の健全経営の要因は、入浴者数をふやすしかありません。そのための手法を民間に倣い、努められたい。

商工費。

中心市街地活性化には、まず空き店舗対策、また大手企業にはない専門店化が必要だと思います。そのための新たな助成制度を検討されたい。

土木費。

前年比2億5,000万円増の予算を評価します。

将来に必要な社会インフラを先行し、地元企業の活性化を推進されたい。

教育費。

学校の耐震化を一日でも早く実施するよう努められたい。

また、環境教育の面からも太陽光発電などを推進されたい。

以上申し上げ、討論いたします。

それでは最後に、清水委員。

日本共産党の清水雅人です。

私は、議案第1号 滝川市一般会計予算のうち、修正案を除く部分を可とする立場で、また修正案を可とする立場で討論を行います。また、その他の議案を可とする立場で討論を行います。

まず初めに、厳しい状況下、予算編成に尽力されました理事者、職員の皆様に敬意を表します。

次に、新年度の行政は、東日本大震災の震災廃棄物受け入れ問題、泊原子力発

委員 長
清 水

電所全機停止の可能性の中での節電問題、駅前再開発ビルの今後と巨額滞納問題、さらには社会福祉事業団が指定管理代行している福祉施設の譲渡問題、これらについて迅速かつ冷静な予算執行を市民とともに行うことになりますが、日本共産党も全力を尽くす決意を述べるものです。

今回の予算は、まず1点目、防災倉庫、公共施設維持管理計画策定、空き家等の適正管理に関する条例施行、開西中学校耐震補強改築と大規模改修、第三小学校改築実施設計など防災と安全のまちづくり。

2点目、引き続き独自の少人数学級、市立病院院内保育所開設、保育所や放課後児童クラブの時間延長、教育支援センター移転などの各種子育て支援策。

3点目として、危機的な地域経済を向上させるため、公募副市長の経験や人脈を生かした企業誘致活動、中小零細企業の仕事を支えるために住宅リフォーム助成制度に加え、太陽光発電での助成制度を始めること。臨時職員の障がい者枠12を目指し、精神障がい者については新たに検討を始めること。元気な農業づくり補助制度の拡充と滝川農業塾開設。菜の花観光や白鵬米などに加え、グライダーを活用した外国人観光客誘致計画。

4点目として、中心市街地バリアフリー、滝川消防団第四分団詰所新築や転作研修センター体育館実施設計など、新たなまちづくり。

5点目として、岩手県宮古市への息の長い復興支援やさまざまな国際協力など、助け合いながら発展する活動。

6点目として、文化センター照明設備更新や温水プール譲渡による水泳事業と市民の健康確保などの事業は評価するものです。

なお、修正案につきましては、先ほど提案説明いたしましたとおり、今、予算化する必要はないと考えます。

以上、討論といたします。

委員長

以上で、討論を終結いたします。

討論要旨については、整理して3月30日までに事務局に提出をお願いいたします。

採決

委員長

これより採決を行います。

まず、本案に対する清水委員から提出された修正案について、挙手により採決をいたします。

議案第1号の修正案を可とすべきと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

挙手少数であります。

よって、議案第1号の修正案は否とすべきことに決しました。

次に、**議案第1号の原案**について挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

挙手多数であります。

よって、議案第1号の原案は可とすべきものと決しました。

次に、残りの

議案第12号 滝川市総務部及び滝川市教育委員会の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第13号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間

の特例に関する条例

- 議案第14号 滝川市農政部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例
- 議案第15号 滝川市教育支援センター条例
- 議案第16号 滝川市における児童福祉法第62条の7の規定に基づく過料に関する条例
- 議案第17号 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 議案第19号 滝川市基金条例の一部を改正する条例
- 議案第20号 滝川市税条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 滝川市水泳プール条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 滝川市丸加高原健康の郷条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 滝川市都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について（市民会館・郷土館分館華月館）
- 議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について（保育所）
- 議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター）
- 議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（就労継続支援施設）
- 議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里及び池の前水上公園の一部）

の計16件を一括採決いたします。

本案をいずれも可とすべきものと決するに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

委員 長

異議なしと認めます。

よって、本案はいずれも可とすべきものと決しました。

お諮りいたします。委員長報告書につきましては、正副委員長にご一任を願えますでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員 長

そのように決定させていただきます。

以上で、本委員会に付託されました事件の審査はすべて終了いたしました。この場合、市長から発言の申し出がありますので、これを許したいと思います。

市 長

それでは、3月15日から5日間にわたりまして、長時間にご審議をいただき、平成24年度一般会計予算及び付託されました関連議案すべてに対しまして可としていただいたことに厚くお礼申し上げます。

また、柴田委員長並びに渡邊副委員長には、この間円滑に議事運営していただいたことに改めて感謝申し上げたいと思います。

本委員会における皆様からの質疑、ご意見及び議論いただいた内容を踏まえながら、平成24年度の業務執行に当たっていきたくて考えております。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

委員 長

一言ごあいさつを申し上げます。

今ほど市長からのごあいさつもありましたとおり、5日間にわたって委員の皆さんには適切な質疑、そして説明員、職員の皆さんには本当に丁寧な説明と、

そして皆さんのお力により大変スムーズな委員会運営が行えたことと思っております。改めて私の立場からお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

この新年度予算、今度は執行部の皆さん、職員の皆さんがしっかりと市民の皆さんの生活向上、そして幸せの拡大のために、この重要な執行の責任が今度は皆さんのもつに渡るわけでありつす。平成24年度が滝川市民により多くの幸福が訪れるように、皆さんとともに頑張つていきたいと考えております。

本当に予算委員会の審議に対して皆さんのご協力をいただきましたことを改めてお礼を申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、第1 予算審査特別委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉 会 14：17